

## 議案第3号

### 損害賠償の額を定めること及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により次の車両事故に係る損害賠償の額を定めること及び和解について、議会の議決を求める。

- 1 事故発生日時 令和7年9月14日 午前10時40分頃
- 2 事故発生場所 富津市八幡165番先路上
- 3 和解の相手方 富津市内  
法人
- 4 事故の概要 上記日時場所において、消防車両が前進したところ、はしご昇降装置の先端部分が道路を横断して張られていた祭礼用のぼり旗の支線ロープに引っ掛かり、相手方が所有するのぼり旗設置用支柱及び石柱基礎を破損させた。
- 5 損害賠償額及び和解の内容 (1) 過失割合は、市100% 相手方0%とする。  
(2) 市は相手方に対し、1,288,000円を支払う。  
(3) 市及び相手方は、裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしない。

令和8年5月12日提出

富津市長 高橋 恭市

### 提案理由

令和7年9月14日に発生した車両事故について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものである。